

令和7年度「東京都環境影響評価審議会」第一部会（第7回）議事録

■日時 令和7年12月18日（木） 午後1時30分～午後2時29分

■場所 対面及びオンラインの併用

■出席委員

片谷会長、山下部会長、尾崎委員、玄委員、高橋委員、水本委員、山口委員、渡部委員

■議事内容

環境影響評価書案に係る質疑及び審議

（1）（仮称）府中朝日町商業施設計画【3回目】

⇒ 選定した項目【大気汚染】【騒音・振動】【水循環】【日影】【電波障害】【景観】【史跡・文化財】【自然との触れ合い活動の場】【廃棄物】及び【温室効果ガス】について、質疑及び審議を行った。

（2）世田谷清掃工場建替事業【4回目】

⇒ 選定した項目【大気汚染】【悪臭】【騒音・振動】【土壌汚染】【地盤】【水循環】【日影】【電波障害】【景観】【廃棄物】及び【温室効果ガス】について、質疑及び審議を行った。

令和7年度
「東京都環境影響評価審議会」
第一部会（第7回）
速記録

令和7年12月18日（木）
対面及びオンライン併用

(午後 1時30分 開会)

○藤間アセスメント担当課長 それでは、定刻となりましたので、始めさせていただきます。

本日は東京都環境影響評価審議会第一部会に御出席いただき、ありがとうございます。

本日の進行は、アセスメント担当課長の藤間が務めます。よろしくお願いいたします。

本日の委員の出席状況について、事務局から御報告申し上げます。現在、委員12名のうち8名の御出席をいただいております。定足数を満たしております。

また、本日は傍聴の申し出がございます。

それでは、部会長、よろしくお願いいたします。

○山下部会長 山下です。よろしくお願いいたします。

議事に入ります前に、傍聴人を入室させてください。

なお、本会議の傍聴はウェブ上での傍聴のみとなっております。

(傍聴人入室)

○藤間アセスメント担当課長 傍聴人の方が入室されました。

傍聴人の皆様にお知らせします。本日の審議会の資料については、適宜画面に投影するほか、環境局のホームページに掲載しておりますので、必要に応じて御覧ください。

○山下部会長 それでは、ただいまから、令和7年度東京都環境影響評価審議会第7回第一部会を開催します。

本日の会議は、次第にありますように、「(仮称)府中朝日町商業施設計画」環境影響評価書案に係る質疑及び審議3回目並びに「世田谷清掃工場建替事業」環境影響評価書案に係る質疑及び審議4回目、この2件の審議となります。

それでは、次第1の「(仮称)府中朝日町商業施設計画」環境影響評価書案に係る質疑及び審議を行います。

まず、事業者の方に御出席いただきます。

事業者の方は入室をしてください。

(事業者入室)

○山下部会長 事業者が入室されました。ありがとうございます。

本事業の審議につきましては、4回審議予定の3回目となります。

事業者の出席は今回までとなりますので、委員の皆様には御担当いただいている評価項目について専門的な見地から十分に議論を深めていただきたいと考えております。

本日の進め方ですが、最初に事務局から前回の審議内容を説明していただきます。説明

の後、前回の質疑応答について確認を行い、その後、事業者に対する質疑を行います。質疑が終了しましたら、事業者は退室されます。その後、次回の総括審議に向けて各委員より総括審議事項の候補となる事項を挙げていただきたいと考えております。

以上、御協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、事務局から資料の説明をお願いします。

○藤間アセスメント担当課長 それでは、資料3ページの資料1を御覧ください。

資料1は、前回の部会における審議の内容を整理したものととなります。

委員からの指摘、質問事項等を環境影響評価項目ごとに【騒音・振動】【水循環】【日影】【電波障害】【景観】【史跡・文化財】【自然との触れ合い活動の場】【温室効果ガス】、【その他】の順序で取りまとめており、11月部会の意見等は補足のみでございました。

前回の指摘、質問事項等は、取扱い欄に前日の付として「11/18」と記載してございます。

内容を御説明いたします。

電波障害の番号1の補足説明といたしまして、「反射波の発生について電波障害調査会社に確認したところ、アナログ時代は画質劣化の一因となっていたが、デジタル電波はその性質上、反射波に対して耐性が非常に強いので、画質劣化までには至らないのが通説である。関東近県で反射障害で受信不能となった例はないとのことだった。ただし、評価書案でも示しているように、工事中または供用後に問合せ窓口を設けて適切に対応していきたい」との説明がございました。

史跡・文化財の番号1の補足説明として、「地下掘削の範囲は、地盤改良の深さ4mや立川礫層までの深さ及びそれに伴う埋蔵文化財の調査範囲を図面に追加した形で評価書に記載したい」との説明がございました。

温室効果ガスの番号1の補足説明として、「営業時間が長くなることでエネルギー消費量の変化が予測できるかということについては、現状で最長の時間で予測しているのに、これ以上増えるということはないが、具体的な時間が決まったら内容を報告したいと考えている」との説明がございました。

資料1の説明は以上です。

なお、12月15日に開催予定だった「都民の意見を聴く会」ですが、公述人の申し出がなかったことから開催いたしませんでした。

説明は以上となります。

○山下部会長 ありがとうございます。

11月18日部会にて回答、資料1、9ページ、温室効果ガス、番号は2番の記載がございます。

以上、前回の質疑応答について修正等がございましたら御発言をお願いいたします。

発言をされる際には、最初にお名前をお願いいたします。

なお、事業内容や評価書案に関する質問については、この後の事業者の方との質疑応答のときをお願いしたいと思います。

委員から前回の質疑応答について修正等はございませんでしょうか。

(無し)

○山下部会長 特に御意見等はないようでございますので、ただいまのとおり確認したことにいたします。

続きまして、事業者の方は何か補足事項などございますでしょうか。

○事業者 特にございません。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、これから事業内容や評価書案に関して、事業者の方との質疑応答を行うことといたします。

委員の方から御質問や御意見をお願いいたします。

委員方には挙手をお願いできればと思います。

山口委員、お願いいたします。

○山口委員 温室効果ガスを担当しております山口です。

前回のこちら、今ちょうど表示されているのですが、営業時間等の具体的な時間が決まったらということだったのですが、これはもう今、回答に変更はないということでしょうか。ちょっとお伺いしたいところです。

○山下部会長 お願いします。

○事業者 お答えします。現在、営業時間が具体的にどの店舗がどうだといったこととか、どんな店舗が入るかとか、その辺はまだ検討中でございます。今答えられる範囲としては、評価書案で示した一番長い時間帯での評価結果を示したところになります。

なので、評価書でそこまで出ると言われるとちょっと難しいと思いますので、その場合は事後調査報告で実際どうだったといったところも、低減策も含めて示したいと考えて

おります。

○山口委員 分かりました。多分、エネルギーのことだけでなく、周辺の環境のことも含めて営業時間というのは影響があるのではないかと思いますので、今事後報告でということでしたので、ぜひお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○山下部会長 よろしいでしょうか。

現在、評価書案では、最大についての予測であることと、事後調査報告において補充調査等の結果を報告していただく、それでよろしいですか。

○事業者 よろしいです。

○山下部会長 ありがとうございます。

この点に関して、ほかに委員から御意見、御質問はございますか。

尾崎委員、お願いいたします。

○尾崎委員 電波環境、エネルギー関係の担当をしています尾崎と申します。よろしく願いします。

今の山口委員に関連して、太陽光発電を設置されるという、温室効果ガスの1番のところに太陽光発電の設置という、コージェネ以外にPVを設置されるということですが、山口委員が御指摘された日影に対して反射とか景観という意味を含めて、周りの影響も大丈夫かという確認をさせてください。

以上でございます。

○事業者 今うちのほうも、周辺に結構中高層のマンションとかもございますし、西側が主にそうなっていますが、だから、そこに反射光が行かないような形の設定だとか、そういったものを現在協議中でございますので、そういった懸念がないような配置にしたいと考えております。

○尾崎委員 ありがとうございます。

○山下部会長 ありがとうございます。

そのほかにかがでしょうか。

日影、景観担当の玄委員、何かございますか。

○玄委員 特に大丈夫です。特にないです。

○山下部会長 いかがでしょうか。

騒音・振動御担当の高橋委員、何かございますでしょうか。

○高橋委員 高橋です。騒音・振動に関しては特にありません。以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

最後になりますが、史跡・文化財、水本委員、何か御指摘、御意見はございますか。

○水本委員 史跡・文化財担当の水本です。

私が質問した内容については非常によく答えていただいておりますのでよろしいかと思
います。

東京都と打合せしてこれを記載する等々でお答えいただいたのですが、今回のようなや
り方は、いつも指摘させてもらっているところですが、大規模開発に伴っては、やはり事
前に試掘調査を入れて、本格調査が必要であればこうやって事前に調査していったほうが、
不測の事態といいますか、急に工事途中で遺跡が発見されて一旦工事がストップしてとい
う事態は起こり得ませんので、ある程度いい方向かと思えます。

その経緯については、先ほどの地図、図面とともに、少し丁寧にそのあたりのことを教
育委員会と相談して、このような進捗があったということは記録として残しておかないと、
ある種のアセス逃れと言っては失礼ですが、そういうこともある意味なりかねない部分も
実はこの取扱いはあると思えますので。

今回別にそういうことをやっているという意味ではなくて、そう取られないように丁寧
に経緯と内容については記録していただけて、少しアセス図書でその辺の情報が分かった
ほうがよいと考えております。

以上です。

○山下部会長 いかがでしょうか。

○事業者 ありがとうございます。評価書では、この前先生が言われたような地下掘削の範
囲だとか、そういったものは図面として追加しようと思っています。

今回、今までの流れですね、イトーヨーカドーが試掘して、その後またうちのほうでも
やっているという形になりますので、その辺は、東京都とも相談しながらどこで示すかな
のですが、まとめて最後に事後調査報告書で示すか、そういったところはまた検討させて
いただきたいと思います。

○山下部会長 ありがとうございます。経緯、情報の共有化という点で、ぜひよろしくお願
いいたします。

ほかに、どのような点でも結構でございますが、委員から御質問、御意見はございま
すか。

片谷会長、よろしくお願ひいたします。

○片谷会長 片谷でございます。

騒音・振動に関しては、資料に出ている意見がかなり厳しく指摘をされている内容になっているわけですが、事業者から一生懸命回答していただいたということがよく見える回答をいただいたことはよく承知しております。

おそらくあの地域の道路事情を考えますと、少なくとも商業施設の事業者が例えば道路を拡幅するであるとか、そういうことというのは到底すぐに、時間をもたずぐくかければできるかもしれませんが、短い期間ですぐできるような話でもありませんので、ここに書かれているようなアイドリングストップとか徐行とか公共交通機関というような二次的な対策を挙げてくださったのだと理解をしております。

こういう対策を検討してくださっていることはよく理解いたしました。とはいっても、やはり交通事情、道路事情のあまりよろしくない地域であるという事実が消えているわけでもない。この後も含めて、何かできそうなことがあれば、少し時間が後になってからでも対策を追加するというようなことを検討していただければ、周辺の住民の方々の理解も深まるのではないかと思います。

無理なお願いかもしれませんが、少しでもよくなる方法があれば検討してみようという姿勢で取り組んでいただけるとよろしいかと思いますので、検討した結果、十分な対策は策定がほとんど不可能であったというような回答になるのかもしれませんが、とにかく検討はしてみたいというお願いだけ申し上げておきたいと思います。よろしくお願いたします。

○山下部会長 会長、ありがとうございます。

関連いたしまして、私、山下第一部会長から質問させていただきたいと思います。

本事業は、ただいま御指摘のありましたように、大規模商業施設の建設ということで、都民の御意見などからも営業時間や交通渋滞、騒音・振動などについて、周辺住民の方々の御関心が非常に高いことがうかがわれる案件でございます。

このアセスメントの手続以外での、例えば住民説明の機会やそのスケジュールなどについては、今後どのように計画されているでしょうか、お聞かせくださいますか。

○事業者 住民、特に近隣の住民の方への説明に関しては、各条例によっていろいろな近隣説明会がそもそも義務づけられています。今年に関しては、アセスメントに関する説明会を6月に2日間行って、たしか85名程度2日間でいらっしゃったと思います。中でもやはり交通とか、そういう話は出ていました。

つい先日といっても11月初旬に、府中市のまちづくり条例に基づく開発説明会ということで、土地をどのように造成するのかといった説明会も開催しています。

これは、どれぐらい造成するかとか、どういう浸透施設を入れるかとか、かなり広域に影響があるというよりは、近くに影響があるので、説明会範囲自体もそんなに広くないのですが、2日間で9名程度の方が参加されています。

今後のことでいいますと、次は中高層の建築、中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例に基づいて、おそらく来年のうちにまた説明会が行われる、その後は大規模小売店舗立地法に基づく説明会で、これが開業の10か月ぐらい前に行われるということですので、少なくともあと2回は説明会がまず確実にあります。

あとは必要に応じて住民の方とコミュニケーションを取るために開催するかどうかというところは様子を見ながらと思っておりますが、最初にやった説明会は土地利用構想の届出ということで、これは府中市の条例に基づくものですが、これは400名ぐらいいらっしやったので、事業のスタートということなのすご人数が来てちょっと慌てたのですが、だんだんみんな、商業施設ができるのだという話と、道路の話を中心しているよというのは言い終わったというところで、若干説明会の人気は下がっていますが、引き続き地元の方とコミュニケーションを取りながら事業を進めていきたいと思えます。

○山下部会長 丁寧な御説明をいただきましてありがとうございます。引き続きよろしくお願ひします。

○事業者 あと、片谷先生が言われていた交通の話ですが、今警視庁と協議もしてまして、例えば国道、大きい国道20号線とかありますが、そういったところの例えば右折レーンの確保だとか、そういったものは、アセス書には出ていないですが、今検討中ですので、より交通の流れに対しても渋滞しないような形で今検討しております。

そういった結果、事後調査の報告書で、広域でこういうことをしましたよと、この事業でこういったことを確保しましたとか、そういったものを言えば、周辺の皆様へのアピールにもなりますので、そういったものは適宜やっていきたいと思っております。

○山下部会長 ありがとうございます。引き続き適切なコミュニケーション、十分な情報の提供をお願いいたします。

これ以外の点につきまして、何か御質問、御意見はございますでしょうか。

委員方からはよろしゅうございますか。

(無し)

○山下部会長 これ以外に事務局では、本日欠席されている委員からコメントなどを預かっていらっしゃるでしょうか。

○藤間アセスメント担当課長 本日欠席の委員から特にコメントはいただいてございません。

○山下部会長 ありがとうございます。分かりました。

それでは、これ以外に御発言がないようですので、本日の審議はこれで終わります。事業者の皆様、本日は誠にありがとうございました。

事業者の方はどうぞ御退室ください。

(事業者退室)

○山下部会長 それでは、以上の議論を踏まえ、次回の総括審議へ向けた審議事項の候補を挙げていきたいと思えます。

委員の皆様から提案をお願いいたします。いかがでしょうか。

高橋委員、お願いいたします。

○高橋委員 騒音・振動を担当しております高橋です。

騒音・振動関連では、今日の議事次第の3ページにあります騒音・振動の番号1、これは上下2つに分かれているのですが、上のほうが休日、夜間に関して、現状でも基準値を超えてしまっているところに、施設ができることによる関連車両で若干上乘せが出てしまう、それから、下のほうは休日の昼間のことですが、関連車両の走行によって明らかに基準値を超えてしまうという予測になっております。

この2つを併せて関連車両の走行に伴う騒音に関して適切な対策をしてほしいということを取り上げていただきたいと思えます。

それから、先ほど片谷会長がおっしゃった渋滞ができる可能性の話は、私も気になっているのですか、それを入れるかどうかについては、この後、事務局と相談させていただきたいと思えます。というのは、先ほど会長もおっしゃっていたように、事業者が道路事情をうんぬんできるというのは難しいということもありますので、相談させていただきたいと思えます。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

そのほかに何か御提案のある委員はいらっしゃいますか。

本日欠席されている委員から何かコメントを事務局は預かっていらっしゃいますか。

○藤間アセスメント担当課長 特にコメントはいただいてございません。

○山下部会長 ありがとうございます。

ほかの委員については、特に御提案等ほかにございませんでしょうか。

(無し)

○山下部会長 特に御挙手がありませんので、それでは、総括審議に向けてまとめるに当たっては、騒音・振動の1番上段、下段、関連車両の走行に伴う騒音・振動についてを候補としたいと思います。

また、渋滞の可能性については、二次的な対策とはなりますが、事務局と併せて御相談いただきたいと思います。

このように各審議案件につきましては、各項目の委員と個別に相談していきたいと思いますが、最終的な案へ向けては、私、山下部会長に修文について御一任させていただきたいと思います。委員方におかれましては、この点御了承をお願いいたします。

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、続きまして、第2の議題であります「世田谷清掃工場建替事業」環境影響評価書案に係る質疑及び審議を続けて行います。

まず、事業者の方に御出席いただきます。

事業者の方はどうか御入室ください。

(事業者入室)

○山下部会長 事業者の方には御出席ありがとうございます。

本事業の審議につきましては、5回審議予定の4回目となります。

事業者の方の出席は今回までとなりますので、委員の皆様には、御担当いただいている評価項目について、専門的な見地から十分に議論を深めていただきたいと考えております。

本日の進め方ですが、最初に事務局から前回の審議内容を説明していただきます。この説明の後、前回の質疑応答について確認を行い、その後、事業者に対する質疑を行います。質疑が終了しましたら、事業者は退室されます。その後、次回の総括審議に向けて、各委員より総括審議事項の候補となる事項を挙げていただきたいと考えております。

進行に御協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○藤間アセスメント担当課長 それでは、10ページの資料2を御覧ください。

資料2は、過去の記録に加え、11月の部会における審議の内容を追加したものとなります。

委員からの指摘、質問事項等を環境影響評価項目ごとに、大気汚染、騒音・振動、水循環、日影、景観・その他（緑化計画）、史跡・文化財、廃棄物、温室効果ガス、その他の順序でまとめており、11月部会の意見等は合計6件でした。

前回の指摘、質問事項は、取扱い欄に前回の日付として「11/18」と記載しています。

要約して内容を御説明いたします。

まず、大気汚染の番号5として、「本事業は既存の清掃工場の建替えであり、今までの稼働において、例えばガスの漏洩事故等の経緯から、『都民の意見を聴く会』でも多くの懸念が示されている。粉じん対策、あるいはダイオキシン類等の流出など、敷地外への環境暴露が発生しないように、十分な配慮をいただきたい」との意見がありました。

日影の番号1として、事業者より「5mラインと10mラインの設定根拠は、建築基準法等によるもので、敷地が道路に接する場合、道路幅の半分を外側として境界線とみなし、道路幅が10m超の場合、反対側の敷地境界を5mラインとみなすものとされている。これらは評価書にも記載する」との説明がございました。

日影の番号2として、「煙突を含む等時間日影図では、北西側の一部で2.5時間以上の日影範囲が5mラインの規制を満たしていないと思われる箇所がある。日影記載を満たしていない部分が生じることについて、隣接地所有者等とは協議しているのか」との質問がありました。事業者からは「煙突は工作物の扱いとなり、法的には規制の対象外となる。基準適合の判断は煙突を含まない計画建築物のみの等時間日影図での判断となる。なお、指摘の地点は準工業地域であり、5mラインでの規制は4時間以上の日影が対象となるので、煙突を含む等時間日影図においても基準は満たされている」との回答がございました。

景観・その他（緑地計画）の番号3の補足説明として、事業者より「除却樹木の選定について、図の色つき網かけ部分が伐採対象範囲となり、その他の樹木は残す計画である。今後も工事関係者と相談しながら、可能な限り樹木を残す方向で進めていく。伐採が必要な理由は、工場の周囲は大型重機の設置や廃棄物・機器搬出入、安全確保のため必要な範囲であり、北側は工事現場事務所の設置、西側は既設タンク解体や埋設配管の工事のためである」との説明がございました。

景観・その他（緑化計画）の番号4の補足説明として、事業者より「具体的な除却の想定についてと、工事完了後の緑化については、アセスの趣旨を鑑み、可能な限り緑化を推進していく方向で工事業者と相談し対応していく。工事後も緑化を推進する方針で工事業者と協議して対応する。緑化については世田谷区の緑化計画に従って対応していきたい」

との説明がございました。

また、委員より「都民の意見にもあったとおり、緩衝植栽としての機能が一時的にでも低下し、その後、高木の生育に時間を要すると思うので、きちんと樹木密度を確保して補植してもらいたい。また、樹種選定については、大気汚染物質に強い樹木を選び、きちんと緩衝植栽の機能回復をお願いしたい」との意見と、「伐採樹木の範囲について、廃棄物量の根拠とはならないので記載を削除することだが、削除するのであれば、面積的な情報、影響範囲について具体的な数値とともに把握できる状態となったので、除却対象樹木の具体的な根拠として伐採樹木の概要を緑化計画にまとめた形で記載するのがよいと考える」との質問がございました。事業者からは「面積について記載する方向で検討する」との回答がございました。

景観・その他（緑化計画）の番号5の補足説明として、事業者より「雨水流出抑制とともに、雨水の有効活用も目指し、屋上に降った雨を貯留し、ろ過処理後に雑用水として再利用する方針である」との説明がございました。

景観・その他（緑化計画）の番号8として、「計画地北側の樹木選定について、日影に強い種類を選んでいただきたいが、検討はされているのか。北側の緑地計画においては、ぜひ樹木の生育環境を考えた上で、種類の選定、植える間隔、建物からの距離なども考慮していただきたい」との質問がございました。事業者からは「樹種については今後、工事業者が決まってからになるが、その点を踏まえて検討していきたい」との回答がございました。

廃棄物の番号1の補足説明として、事業者より「廃棄する樹木の量については、変更届で木くずとして計上している。廃棄物量は最近建替工事をした4工場の事後調査報告書から排出原単位を算出して予測しており、木くずもこの表に含めて評価している。実際の評価では排出原単位のみを参考とし、伐採面積は廃棄物量の根拠として使用していないため、評価書からは伐採面積の記載を削除する予定である」との説明がございました。

温室効果ガスの番号1の補足説明として、事業者より「計画施設での計画ごみ量を焼却した場合と既存施設との比較の再計算結果が示され、清掃一部事務組合では23区全体のごみを処理しており、温室効果ガスの排出も23区全体で見ている。計画施設稼働により23区全体での排出量削減が期待される」との説明がございました。また、熱利用の検討についての質問に対し、事業者からは「施設で使用するエネルギーは電力と都市ガスで、熱量としては発電を行うとともに、世田谷区立美術館へ熱供給を行う予定である」との回答がご

ございました。

その他（事業計画）の番号2として、「太陽光発電の年間計画値の算出根拠と、太陽光発電でエネルギー計画を網羅できるのか」との質問がございました。事業者からは「算出根拠の提示とエネルギー計画については、ごみの発電量で賄えると考えている」との回答がございました。

資料2の説明は以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

前回の質疑応答について、委員から修正等がございましたら、御発言をお願いいたします。

発言される際には、最初にお名前をお願いいたします。

なお、事業内容や評価書案に関する質問については、この後の事業者の説明の後をお願いいたします。

ただいま確認いたしました前回の質疑応答について、修正の御意見などございませんでしょうか。

（無し）

○山下部会長 それでは、特に修正の御意見は提出されませんでしたので、ただいま確認のとおりといたします。

続きまして、事業者の方から何か補足、修正等がありますか。

○事業者 東京23区清掃一部事務組合と申します。

前回の温室効果ガスの番号1の説明時に御提示した表の数値と口頭で説明した内容に差異がありましたので、この場を借りて訂正させていただきます。

温室効果ガスの番号1の、こちらの表のほうを御覧ください。

温室効果ガスの排出量について、表の上から11段目の電力使用、12段目の都市ガス使用のほうを御覧ください。

前回、電力使用に伴う排出量につきましては12,000 t-CO₂から10,000 t-CO₂に、都市ガス使用に伴う排出量は16,000 t-CO₂から約400 t-CO₂に、合計で約1400 t-CO₂削減すると口頭で説明しましたが、正しくは、既存施設の都市ガスの使用に伴う排出量は16,000 t-CO₂ではなく、表に記載のとおり約1,600 t-CO₂、電力と都市ガスの合計の排出量につきましては1,400 t-CO₂削減でなく、約3,200 t-CO₂削減となります。

こちらの表に記載の数値につきましては、前回は御提示した内容から修正はございませ

ん。口頭での説明に間違いがあり、申し訳ございませんでした。この場で訂正させていただきます。

○山下部会長 表の記載については前回から訂正はありませんが、口頭の説明において数値が誤っていた、そういうことでしょうか。

○事業者 そのとおりでございます。

○山下部会長 この点について、委員方、御確認いただいて、このとおり、資料については訂正がないということで確認をしてよろしいですか。

特に御意見がないようでございます。

ほかに事業者のほうから前回議事録について訂正等はございますか。

○事業者 いえ、ありません。

○山下部会長 ありがとうございます。

今1点の補足説明を伺いました。

事務局におかれまして次回の部会資料等を確認して、修正等をお願いいたします。

それでは、これから事業内容や評価書案に関して、事業者と委員との質疑応答を行うことといたします。

まず、委員の方から御質問や御意見をお願いいたします。

水本委員、お願いいたします。

○水本委員 史跡・文化財担当の水本です。

前回の質疑と資料の御作成をありがとうございました。

それで、前回の続きと申しますか、試掘を入れられるのかどうかということについては、まずは既往の建物があるので、試掘をしたりすることは不可能であるといった御意見で、これは建っているところに試掘を入れることは難しいですから、実際は解体して工事するというところでの対応になるということで、承知をいたしました。

その上で、埋蔵文化財については、出てきたらきちんと対応するというような回答をいただきましたので、これは納得もいたしました。

ただし、期間が十分に取れないといったようなやり取りがありましたが、こちらについては、基本的には出てきたものについてはきちんと対応するということを主に捉えてよろしいかということ、まず確認のために御回答を一言お願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○事業者 そちらのほうが出てきた場合におきましては、適切に対応したいと思います。

○水本委員 はい。期間のほうが圧縮されるようなイメージでおられると困るので、きちんとした対応をされるということで承知をいたしました。

それでもう1つ、自分の史跡・文化財というより景観に踏み込んで少しコメントを差し上げたのですが、前は世田谷美術館からの景観に懸念ということで、それについても確認していただいたということで承知をしております。

その上で、先ほど緩衝植栽等の回答もありましたが、そこは「美術館通り」という名前になっておりますので、美術館のアプローチ的な要素も南での部分にはあるのだということで、これを実設計のときに少し意識していただけると大変ありがたいと思います。その辺はいかがでしょうか。

必ずこうしろとかそういうことではなくて、その意識を持っていただけたらなと希望でございますが、どうでしょう。

○事業者 南側の景観につきましては、建物形状と工事業者が決まりましたら検討するようにして、なるべく圧迫感を抑えるというのはおかしいですが、圧迫しないようなデザイン等を検討していきたいと思っております。

形状に当たっては、世田谷区の風景づくり条例に定める風景づくりの基準に基づいた外観意匠とすることで、周囲の街並みと調和が取れた景観とするように計画をしております。

以上です。

○水本委員 ありがとうございます。申し訳ないですが、そちらにとっては施設への入り口という部分があるのですが、多くの市民の皆さんにとっては美術館へのアプローチ的な意味もあるということ、設計施工の方と意識を共有していただけるといいものができるのではないかと思います。ありがとうございます。

私は以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

そのほかに委員から御質問、御意見はございませんか。

今回が事業者の出席される最後の審議となりますので、どのような点でもお願いいたします。

尾崎委員、お願いいたします。

○尾崎委員 電波環境を担当しています尾崎でございます。

前回、事業計画の件で私がコメントさせていただいた件で御回答をいただいて、評価書案の27ページ、確認なのですが、太陽光パネル、27ページに設置されるということで、全

部敷きつめるということだったと思いますが、それでよかったですね。

気になったのは、この断面図でいうどこになるのですか。分からなくなってしまう。この太陽光パネルが設置される場所というのは、断面図で見ると、22ページとか23ページになるのですか。断面図で見るとどの辺になるのですか。

光の反射光とか、そういったことで、住民の方が光の反射という感じというか、太陽光パネルに太陽光が当たって、それに対して反射光があつてまぶしいとか、そういった影響はないのかというのを確認させていただきたいのですが。

○事業者 断面図につきましては25ページ目の上側、東側断面図を御覧ください。約140mと下書いてあるのですが、その上の部分が現段階では太陽光を載せる計画としている。140mの上の部分があると思いますが、そこに今のところ計画しています。

ただし、こちらのほうは、工事業者が決まって詳細設計を行った後となります。

あと、実際、工場の前は砧公園になっていまして、住民がほとんどいないところとなっています。もし太陽光とかの反射でまぶしいという御意見が出ましたら、適切に対応していきたいと思います。

○尾崎委員 ありがとうございます。

○山下部会長 ありがとうございます。

本日御出席の委員方に御確認させていただきますが、騒音・振動担当の高橋委員、何かございませんか。

○高橋委員 騒音・振動担当の高橋です。私からは特にございません。

○山下部会長 ありがとうございます。

土壤汚染の渡部委員、いかがでしょうか。

○渡部委員 特に現状ございません。

○山下部会長 日影、景観、玄委員、いかがですか。

○玄委員 日影、景観を担当している玄です。

特にありませんが、今回資料のほうに書いてあったそれをしっかりと実施していただければと思います。

あと、先ほどの話をする中でも、基準や条例に基づいてやるということでしたので、そのとおりに進めていただければと思います。よろしくをお願いします。

○山下部会長 ありがとうございます。

このほか特に御出席の委員から御意見、御質問等はないでしょうか。

(無し)

○山下部会長 そのほか事務局では、本日欠席されている委員からコメントなどを預かっていらっしゃいますか。

○藤間アセスメント担当課長 特にコメントはいただいてございません。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、ほかに御発言がないようですので、本日の審議はこれで終了いたします。事業者の皆様にはありがとうございました。

事業者の方はどうか退室をしてください。

(事業者退室)

○山下部会長 事務局に議事録の作成外で御質問してもよろしいですか。

○藤間アセスメント担当課長 はい。

○山下部会長 60ページ、表の7-1、土壌汚染です。

工事の施行中、施設の建設等については、これは環境影響評価の選定項目に入っているということでよろしゅうございますね。

○藤間アセスメント担当課長 入っております。

○山下部会長 ただ、先ほどの渡部委員につきましては、それを踏まえた上で、特に御意見がないと承りましたので、そのようお願いいたします。

○藤間アセスメント担当課長 承知いたしました。

○山下部会長 それでは、以上の議論を踏まえ、次回の総括審議へ向けた審議事項の候補を挙げていきたいと思えます。

委員の皆様からは提案をお願いいたします。何か御提案のある委員はおいでになられますか。

(無し)

○山下部会長 特に御挙手はありませんが、本日欠席の荒井委員からは御提案があると聞いております。

荒井委員からのコメントを読み上げていただけますか。

○藤間アセスメント担当課長 それでは、荒井委員からのコメントを御紹介いたします。廃棄物担当で「都民の意見を聴く会」にも御出席いただいた荒井委員よりコメントをお預かりしております。代読いたします。

「都民の意見を聴く会」の公述では、過去の炉室内でのガス漏洩から、建替工事におい

て高濃度ダイオキシン類を含むばい塵の飛散に対して不安や心配の声が上がっています。総括審議では、工事中の粉じん対策の徹底と、安全性の説明を尽くす意見を御検討いただきたい。

とのことでございます。

○山下部会長 ありがとうございます。

本日確認をいたしました資料2、11ページ、大気汚染の5において、11月18日の部会においても、本事業が既存の清掃工場の建替えであり、今までの稼働においては、「都民の意見を聴く会」でも多くの懸念が示されていること、このため、粉じん対策、あるいは、ダイオキシン類の流出など、敷地外への環境暴露が発生しないように十分な御配慮をいただきたいとの指摘もあったところでございます。

もし御異議がなければ、荒井委員からの御提案のとおり、総括審議に向けてまとめるに当たっては、5番、大気汚染に関して候補としたいと思います。よろしいでしょうか。

今後、各審議案件につきましては、各項目の委員と個別に御相談させていただきたいと思いますが、最終的な起案に向けては、私部会長に修文を御一任させていただきたいと思います。委員方の御了承をどうかお願いいたします。

片谷会長、お願いいたします。

○片谷会長 部会長に御判断いただくのももちろん異論はないですが、しばしばこういう廃棄物焼却施設等の案件になりますと、やはりダイオキシン類に対する懸念という意見はかなりの数出てくる傾向が一般的でございます。

その中には、ごみを燃やせば必ずダイオキシンが出るものと決めつけてしまったような意見が含まれることも決してまれではないという状況がありまして、今回のこの案件で世田谷の工場の周辺の状況がどうなのかというのは、私はフォローできていないのですが、藤間課長、どういう状況なのでしょう。やはりダイオキシンを懸念する声の比率が高いという状況なのですか。

○藤間アセスメント担当課長 「都民の意見を聴く会」は私も司会を務めました。意見としては、過去の事故の件があったということで、やはりそれを気にされている方が非常に多かったという印象でございます。

○片谷会長 今後のためにということですと、これはダイオキシン類のモニタリングというのは当然なされるわけですね。ですから、今後そういう情報を提供して、住民の方々が安心できるような方向に持っていくようなことも、これはアセスの審査会の仕事ではない

ですが、東京都の姿勢として、住民の方の安心につながるような情報提供も今後検討していただくのが有効ではないか。

これは私の個人的な意見ですので、会長というよりは一委員としての意見ということで受けていただければと思います。

具体的にどうするかは事務局と部会長に一任いたしますので、そこは御判断いただければと思います。

以上です。

○山下部会長 貴重な御意見をありがとうございます。

総括審議の起案において事務局と御相談しながら進めていきたいと思いますので、よろしいでしょうか。

○藤間アセスメント担当課長 よろしく願いいたします。

○山下部会長 そのほかに何か御意見、御提案のある委員はいらっしゃいませんか。大丈夫でしょうか。

(無し)

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、本件につきましても、今後、最終的な総括審議案を取りまとめてまいりたいと思います。ありがとうございました。

最後に、その他でございますが、何かございますか。

(無し)

○山下部会長 特にございませんようですので、これをもちまして本日の第一部会を終わります。皆様、どうもありがとうございました。

傍聴人の方は、退出ボタンを押して退室をしてください。

(傍聴人退室)

(午後 2 時 29 分 閉会)